

《 介護保険料のお知らせ 》

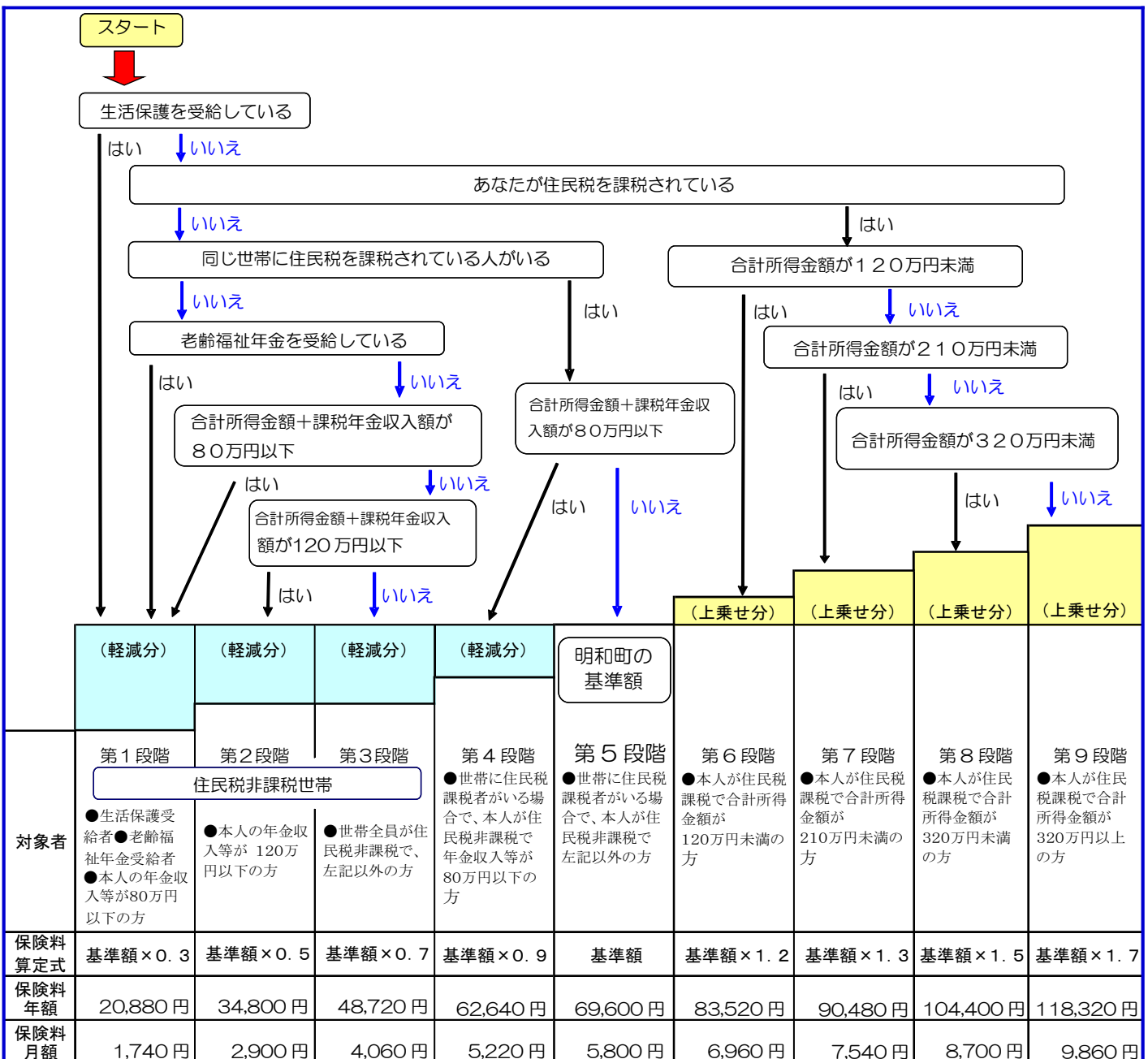
65歳を迎えられた月から介護保険の第1号被保険者となり、介護保険料の納入義務が生じます

本格的な高齢社会が進むなか、介護を必要とする方は、年々増加し続けています。また、核家族化や少子化などにより介護をする若い人たちの数が減るなど、家族だけで介護をすることは難しくなっています。

介護保険制度は、そんな将来の不安をなくし、安心した生活が送れるように、介護を社会全体で支えるためにつくられた制度です。介護保険は公費と皆さんの保険料を財源に運営しています。誰もが安心してサービスを受けられるように保険料は必ず期限内に納めてください。

1. 介護保険料の計算方法

明和町介護保険事業計画に基づく、令和3年度から令和5年度までの65歳以上の方の介護保険料は、住民税の課税状況・年金収入等により次のとおり区分されます。



※ 合計所得金額及び課税年金収入額はそれぞれ前年中のもので算定します。

2. 保険料の納め方は、原則として年金から天引きですが、年度途中で65歳を迎えた方、転入された方などは「普通徴収」により、同封の納付書で納付していただきます。

既に年金を受給している方でも、年度途中で65歳を迎えた方、転入された方等につきましては、最初は普通徴収（納付書による納付）となります。

その後、4月1日を基準日として特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給している方につきましては、およそ6～8ヵ月後に年金からの天引き（特別徴収）に切り替わります。

※ 場合により翌年8月まで普通徴収となる場合がありますが、その際はご了承下さい。なお、年金からの天引き（特別徴収）が開始される際は事前に通知書が送付されます。

特別徴収の対象者 (年金からの天引き)	普通徴収の対象者 (納付書等による個別納付)
老齢、退職、遺族、障害など特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方	○特別徴収対象となる年金が年額18万円未満の方 ○年度の途中で転入してきた方 ○年度の途中で65歳を迎えた方 ○年度の途中で所得段階等に変更のあった方 ○年金を担保として融資を受けている方 など

3. 保険料の納付は、口座振替が便利です

口座振替は、特別徴収（年金からの天引き）がされない方でも、納期ごとに指定口座から自動的に引き落としされるため、納期ごとに金融機関へ出向く必要がなく、とても便利です（ただし、残高不足等で引き落としできなかった場合は、納付書で納付していただきます）。

手続は、預金通帳（その口座番号等の控え）、通帳届出印をお持ちのうえ、町指定の金融機関、郵便局でお申し込み下さい。

～ 介護保険料の納付場所 ～

明和町役場

群馬銀行、みずほ銀行、足利銀行、東和銀行、

桐生信用金庫、館林信用金庫、中央労働金庫、邑楽館林農業協同組合

ゆうちょ銀行および郵便局（関東都県及び山梨県内）

※コンビニエンスストアやスマホアプリでも介護保険料が納付できるようになりました（詳しくは納付書の裏面をご覧ください）。

保険料を滞納していると・・・

介護サービスを利用した際の利用者負担は通常1割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられる場合があります。

○1年間滞納すると・・・

保険給付の償還払い（一時的にサービス利用額の全額を支払うことになる。）

○1年6ヶ月間滞納すると・・・

保険給付の償還払いを一部または全部差止め（未納の保険料に充当される。）

○2年間滞納すると・・・

保険給付の減額（利用者負担：1・2割→3割、3割→4割）、高額介護サービス費等の支給停止

※ 未納付の方には、督促状等で随時通知しています。納付状況を確認したい方は、明和町役場税務課までご連絡下さい。

介護保険料に関するお問い合わせは・・・明和町役場 税務課・介護福祉課
連絡先：0276-84-3111